

内閣府 子ども・子育て会議資料

目次

子ども・子育て関連3法について	1
保育の必要性の認定について	4
地域型保育事業について	7
病児保育事業について	8

平成25年12月2日

岩見沢市子ども・子育て会議

子ども・子育て関連3法について

平成25年5月

内閣府・文部科学省・厚生労働省

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもの対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

2

子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

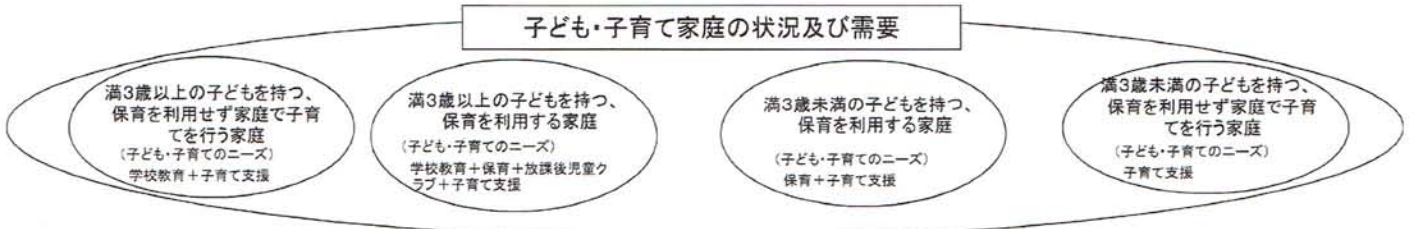
- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要



需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
= 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの 6

新たな幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

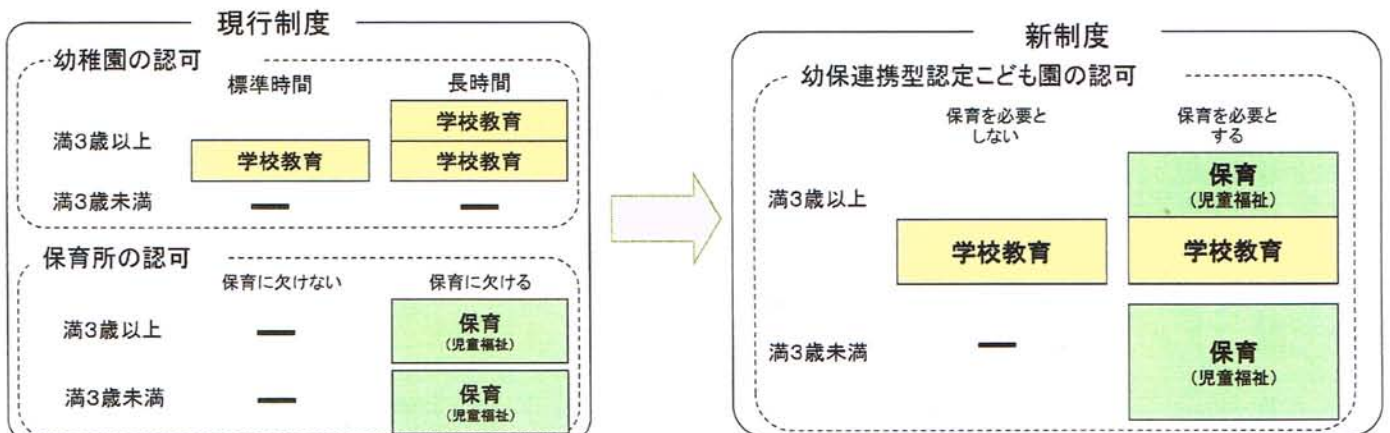
※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを求め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。)



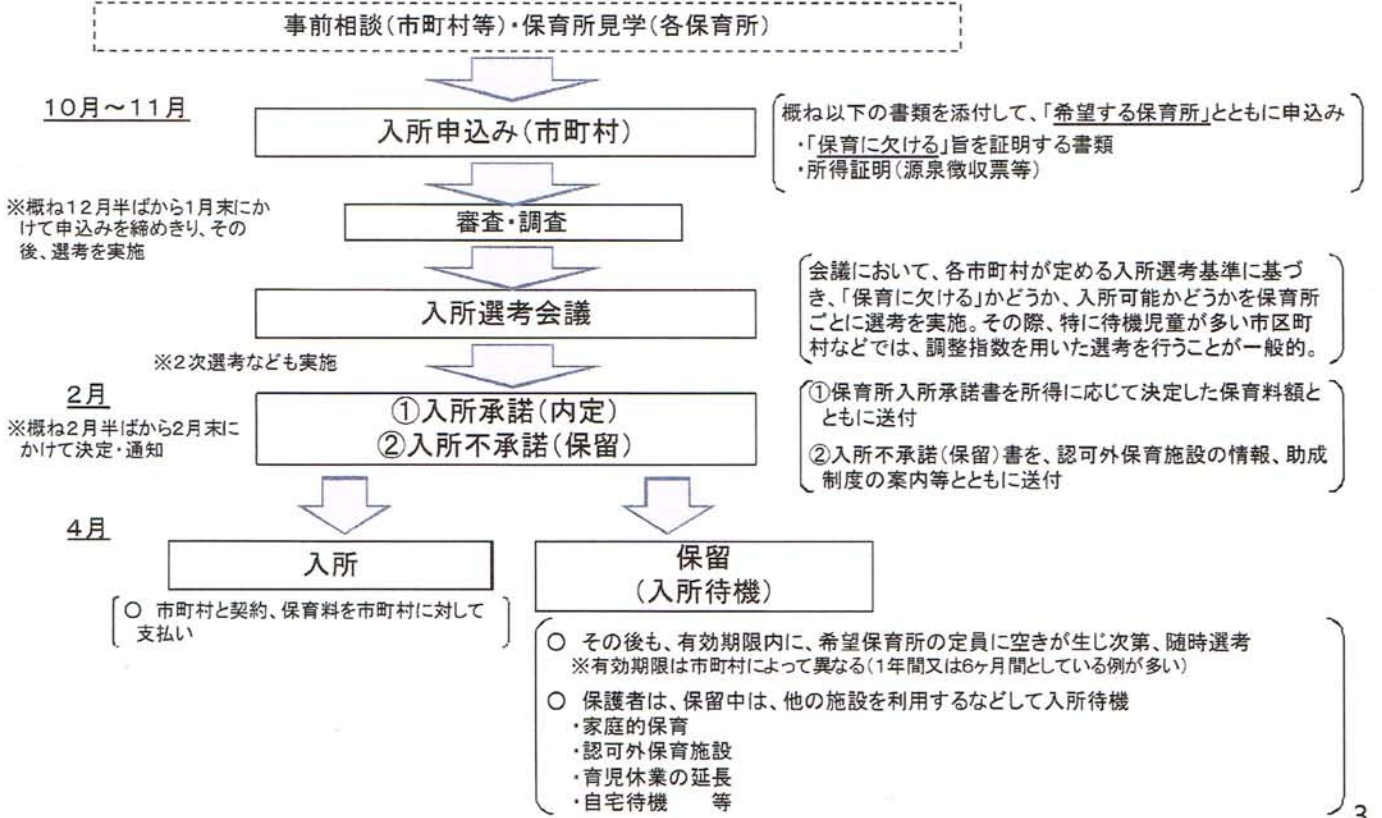
保育の必要性の認定について

平成25年11月25日
(赤字下線部が修正部分)

(参考1) 現行制度における保育所入所までの一般的な流れ

○4月1日入所のパターン(年度途中も、概ね同じ流れ)

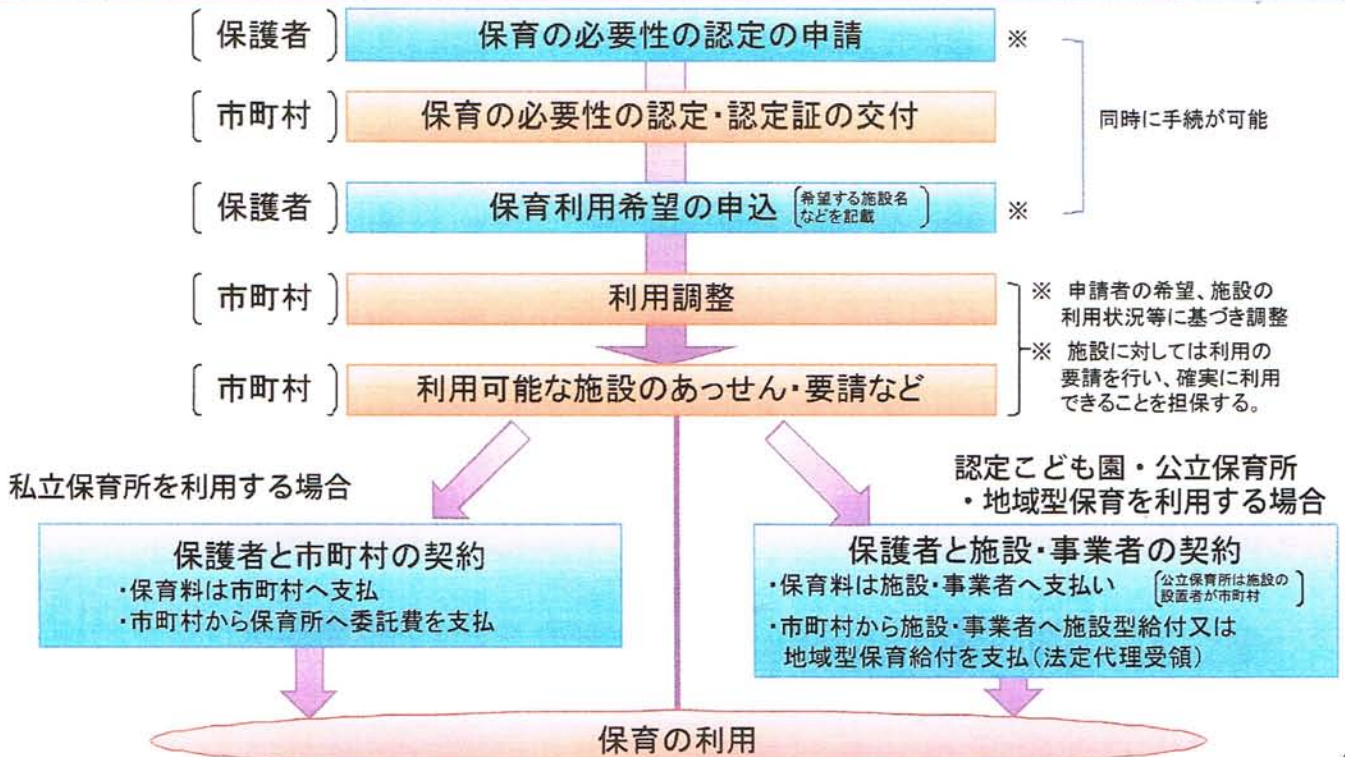
※市町村ごとに、手続きの流れ、時期などの実務の詳細は異なる



3

(参考2) 新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



4

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）
（これまでの御議論を踏まえた整理案）

現行の「保育に欠ける」事由
（児童福祉法施行令27条・再掲）

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること（就労）
 - ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
 - ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
 - ④ 同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
 - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
 - ⑥ 前各号に類する状態にあること。（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由（案）

- 以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
 - ② 妊娠、出産
 - ③ 保護者の疾病、障害
 - ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤ 災害復旧
 - ⑥ 求職活動
 - ・起業準備を含む
 - ⑦ 就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
 - ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
 - ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

14

保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

②区分（保育必要量）

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由



保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ

<保育標準時間>			
Aグループ(10点)	○○ ○○		
	□□ □□		
		
Bグループ(9点)	△△ △△	計	X人
	□□ ○○		
	計	Y人
※ 保育短時間も同様			

➡ 利用調整へ
(P52)

地域型保育事業について

（小規模保育事業以外の事業を中心に）

平成25年11月25日
（赤字部分が修正部分）

1. 地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
- ◇小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ◇家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、保育所や認定こども園に加え、こうした多様な保育事業も併せて、施策の拡充を図っていくこととされている。

地域型保育事業の位置付け

認可定員	19人	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、 民間事業者等	事業所内 保育 事業主体：事業主等
	6人 5人 1人	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等	保育者の居宅その他の場所、施設 （右に該当する場所を除く）		保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども ＋ 地域の保育を必要とする 子ども（地域枠）

病児保育事業について

平成25年11月25日

2. 現行制度について

(25年度予算額) 4,841百万円 → (26年度概算要求額) 5,196百万円

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから(病後児の場合は、病気の回復期であり)、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めたとおむね10歳未満の児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村(特別区を含む)又は市町村が適切と認められた者	市町村(特別区を含む)又は保育所を経営する者	市町村(特別区を含む)又は市町村が適切と認められた者
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師:利用児童おむね10人につき1名以上配置 保育士:利用児童おむね3人につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時2名以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度) ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等
交付実績(H24年度)	1,102か所 (病児対応型561か所、病後児対応型541か所) (延べ利用児童数 約49万人)	507か所	1か所
補助率	1/3 [国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 (国 1/3 指定都市・中核市 2/3)]		